

事例番号:310030

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第 1 子(妊娠中の I 児)

妊娠 20 週 3 日 双胎間輸血症候群のため胎児鏡下胎盤血管吻合レーザー凝固術施行

妊娠 21 週 3 日 妊娠中の II 児の子宮内胎児死亡確認

妊娠 22 週 1 日 胎児水腫傾向あり、胎児貧血のため胎児輸血を実施

妊娠 29 週 3 日 超音波断層法で、胎児右側脳室体部に嚢胞あり

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 4 日 陣痛開始のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

14:45 経膈分娩にて第 1 子娩出

14:50 経膈分娩にて第 2 子娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 4 日

(2) 出生時体重:2823g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.430、PCO<sub>2</sub> 42.7mmHg、PO<sub>2</sub> 27.3mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 28.3mmol/L、BE 3.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 早産児、脳室拡大、両側脳室周囲白質軟化症

(7) 頭部画像所見:

出生当日 頭部超音波断層法で両側嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見あり

生後 5 日 頭部 MRI で嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

**1) 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内の血管吻合を介した血流の不均衡による I 児(当該児)の脳の虚血により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。

(2) I 児(当該児)の脳の虚血の発症時期は特定できないが、両児の胎児推定体重に差を認めるようになった妊娠 20 週以降のどこか、または妊娠 21 週 3 日に確認された II 児の胎児死亡の際、あるいは前者に後者が加わった可能性がある。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

(1) 紹介元分娩機関において、妊娠 20 週 2 日双胎間輸血症候群疑いにて、当該分娩機関に紹介したことは適確である。

(2) 当該分娩機関において、双胎間輸血症候群と診断後の入院中の管理、および退院後の外来における管理は、いずれも一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 妊娠 36 週 4 日分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、小児科医立会い)は一

一般的である。

- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

出生後、TTTS 供血児、cystic PVL 疑い、および後期早産児であることから、GCU に経過観察入院としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠経過中の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また一絨毛膜二羊膜双胎で児に異常が疑われる場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防、特に一児子宮内胎児死亡症例の循環の不均衡が原因で発症したと考えられる胎児脳障害に対する研究を強化することが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。